

# 龜山漢墓の塞石刻字について

横田 恭三

## 要 旨

一九八一年に發掘された龜山漢墓は、前漢時代の第六代楚の襄王劉注夫妻の墓である。この合葬墓の甬道に隙間なく置かれていた塞石には、朱書文字や配置番號が刻されていたが、これ以外にも先王の遺訓かと思われる長文の刻銘が残されていた。顧風氏はこれを盜掘防止のための刻銘であると推論した。文字は馬王堆帛書などに共通する書風であり、當時の通行書體といえる。

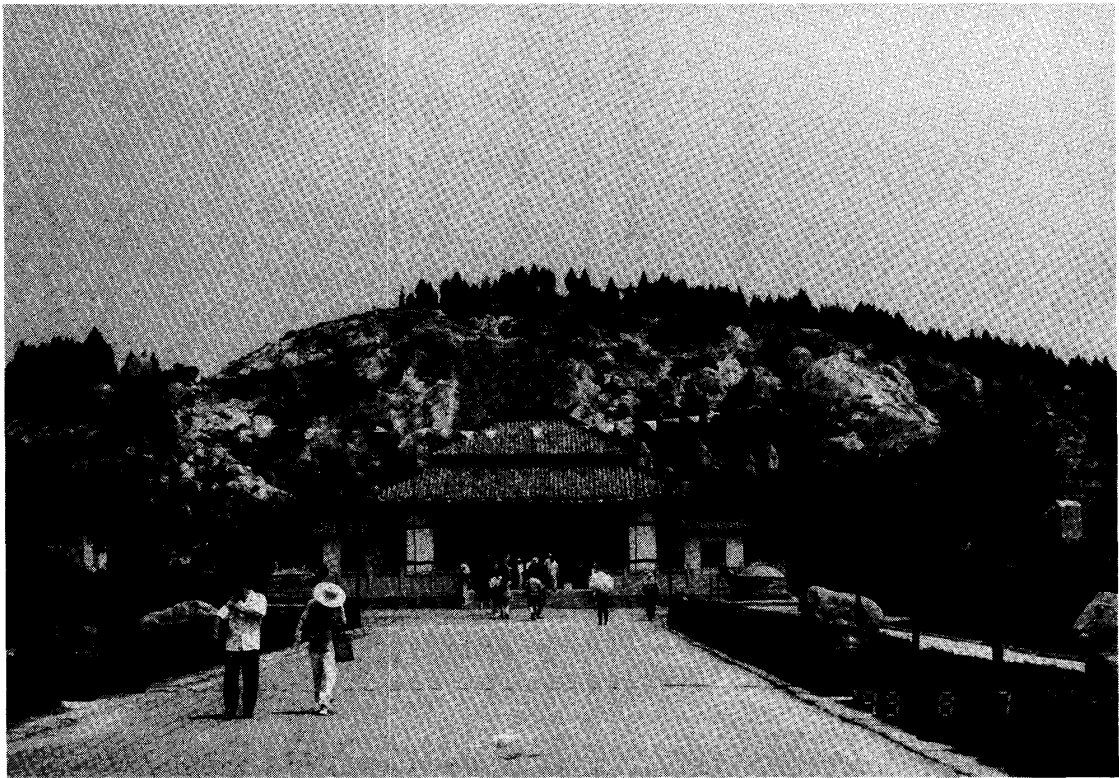
この塞石刻銘の解釋と書風について考察し、あわせて前漢時代における石刻文字の概要をまとめた。

はじめに

これまで、前漢における傳世の文字資料は極めて少なかった。王昶の『金石萃編』では魯の孝王刻石と鴈足鏤款の二種を著録するにとどまり、『北京大學圖書館藏金石拓片草目』（漢代石刻）でも群臣上齋刻石から庶孝禹刻石まで六種を載せるだけである。

中國は、今年で建國五〇周年を迎え、各地で様々な記念行事が開催されている。北京の故宮博物院では、一〇月八日から、書跡碑帖・繪畫・青銅器・文房四寶をそれぞれ五〇點ずつ特別展示した。また、中國歴史博物館でも「中國文物事業五〇年」と銘打って、旧石器時代から現代にいたるまでの大量の文物を展示した。この五〇年間に各地で發掘された文物は膨大な量になり、したがって前漢の文字資料も大幅に増加した。その書寫材料は刻石だけでなく、簡牘・帛書・封泥・陶文・璽印・金銀銅器刻銘・骨簽<sup>(1)</sup>など多岐にわたる。しかし、刻石について言えば、前漢時代には、後漢時代に見られるような頌德碑はなく、したがって、發見される刻石文字は實用範圍に限られているし、その量はまだまだ少ないといわざるを得ない。その理由のひとつは、前漢時代における政治や文化、あるいは社會制度に關係があると思われる<sup>(2)</sup>。

一九九九年夏、中國考古文物友好訪中團の一員として、北京から南下し、安陽・鄭州・洛陽、さらに永城・徐州・揚州・上海へと巡る二週間の旅に参加する機会を得た。永城では柿園漢墓と梁孝王漢墓およびその夫人墓<sup>(3)</sup>を、徐州では北銅山漢墓と龜山漢墓、さらに獅子山漢墓を見學す



圖一

ることができた。徐州の龜山漢墓は、一九八一年一月に発見された前漢の大型横穴式の崖洞墓で、一九九三年から龜山漢墓陳列館として一般に公開されている（圖一）。この漢墓から発見された塞石に文字資料が残されていた。塞石とは、陵墓のなかにある通路を塞ぐ石のことで、塞石の表面には、配置の順番を刻んだもの（以下、配置番號という）や朱書きのものもあった。大半は三、四字であるが、墓口部入り口の上段に置かれていた塞石だけは比較的長文の刻銘が残されていた。『考古』一九九七―二の報告<sup>(6)</sup>によれば、漢字の發展と古代喪葬制度を研究する上でとりわけ重要であるという。その後、顧風氏は『書法叢刊』一九九八―三<sup>(7)</sup>でこの刻銘の新解釋を試みている。

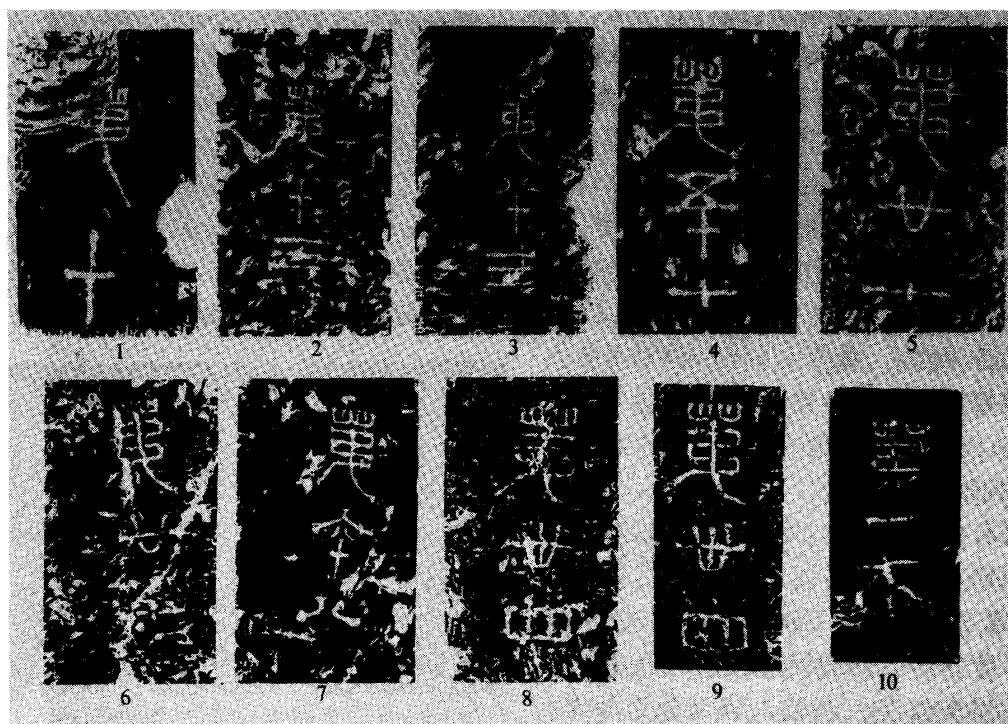
本稿では、この報告と論考をもとに刻銘の解釋を再検討し、あわせて前漢における刻石文字の概要をまとめることにする。

### 一 龜山漢墓

龜山は、別に小龜山とも呼ばれる海拔七三・五メートルの石灰岩の小さい高い岩山である。一九七二年、この龜山の西麓で前漢の縦穴洞室墓が発見された。これを龜山一號墓という。一九八一年にはその墓の南側でさらに大きな横穴式の崖洞墓が発見され、これを龜山二號墓とした。以後、二號墓において三度の發掘調査が行われ、第六代楚の襄王劉注<sup>(8)</sup>（前一七五―前一二八年）の龜鈕銀印が見つかったことから、當該墓が劉注夫妻の合葬墓であることが確認された。

この合葬墓には南北に墓道と甬道が掘られていて、南側の甬道の長さ

は五一・二メートル、高さ二・七八メートル、幅一・〇六メートルである。二本の甬道は、十九メートルの間隔を保って南北に平行に掘られているが、その誤差は五ミリメートルでしかない。

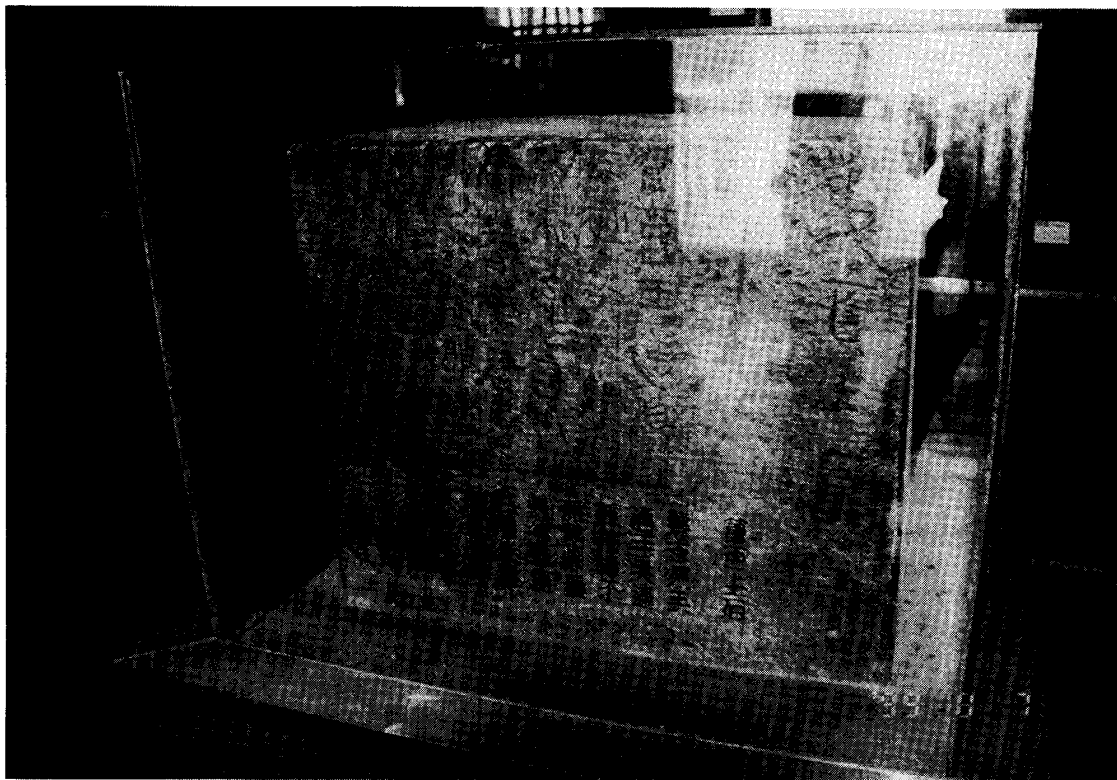


圖二



圖三

一九八七年から南側の墓道と甬道中に置かれていた塞石の整理を開始し、一九九二年によく甬道から塞石を完全に取り出すことができた。合計二六個の塞石が二段ずつに積み、三〇メートルにわたって隙間なく塞いでいたもので、一石あたりの重さが六トンから七トンもある。前漢時代において、まれにみる規模の合葬墓である。これらの塞石には配置番號を刻したものが一石（圖二）、朱書きのものが一四石、さらに



圖四

畫像を描いたものが一石発見された。朱書文字の内容は、塞石の大小や寸法あるいは制作の完成状況を記録したものであるが、長年の水浸しと煙薰によってはつきり見えなくなってしまう。朱繪畫像は、第五組の下段に一つだけ残されていた虎型の繪である（圖三はその摹本）。ちなみに、これらの塞石の中には、後の盜掘者が塞石を取り除くために穴をあけ、繩を通して牛に引かせようと試みた形跡も残されていた。

最も注目すべきは、甬道の最前列に置かれていた上段の塞石である。配置番號を刻した「第百上石」のほかに、九行四四字の刻銘（以下、塞石刻銘という）が残されていた。この塞石は現在、龜山漢墓陳列館のロビー中央にアクリルの覆いを被せた状態で置かれている（圖四）。なお、報告ではこれらの刻字を總稱して「塞石刻銘」と呼んでいるが、本稿では説明の都合上、九行四四字のものを特に「刻銘」、その他を「刻字」と呼び分けることにする。

## 二 塞石刻銘について

塞石刻銘の釋文とその拓影（圖五）を次に示す。なお、釋文の上段は『考古』に發表されたもの、下段は顧風氏が新たに釋讀したものであり、傍線部は以下で議論の對象となる文字である（句讀點と傍線は筆者）。

（第百上石）

楚古尸王通於

天述、葬棺郭、

不布瓦鼎

（第百上石）

楚古尸王通於

天述、葬棺郭、

不布瓦鼎



圖五

盛器。令群

臣已葬去服、

母金玉器。後

世賢大夫、幸

視此書、□

盛器。令群

臣已葬去服、

母金玉器。後

世賢丈夫、幸

視此書、□

目此(?)也、仁者悲之。

目(以)勞也(?)、人(仁)者悲之。

報告者はこの刻銘に關して古代の喪葬制度と漢字の發展を研究する上で重要であるとし、次のように述べている。

この刻銘は、前漢の楚の夷王劉郢(尸と夷の二字は古音の通假字。よつて刻銘の「尸王」は「夷王」と考えられる。劉郢は『漢書』に「劉郢客」に作る<sup>(9)</sup>が死後の薄葬を提唱した「遺訓」である。劉郢は漢の高祖劉邦の異母弟、楚の元王劉交の庶子(妾腹の子)であったが、劉交の死後、文帝は劉郢に位を繼がせた。これが夷王であるが、その四年後の前一七五年に亡くなった。

劉郢は「遺訓」中で墓内には「不布瓦鼎・盛器」「母金玉器」といい、同時に群臣に對しても「已葬去服」と、煩雜な葬式禮儀を排除するよう命令した。劉郢の「遺訓」はその後、文帝によつて唱導された薄葬思想に影響を與えたものと思われる。ちなみに『史記』孝文本紀第一〇に「治霸陵皆以瓦器、不得以金銀銅錫爲飾、不治墳欲爲省、母煩民」といい、さらに臨終を迎えたとき「厚葬以破業、重服以傷生。吾甚不取」と遺詔を残した。このように劉郢の「遺

訓」と漢の文帝の遺詔とは共通點が多い。劉郢の父と文帝とは交流があり、劉郢の遺訓は文帝の遺詔よりやや早い時期にあることから、おそらく文帝は劉郢の薄葬思想を取り込んだものであろう。

これに對して、顧鳳氏は傍線部の五字を次のように釋讀している。

①「大夫」の「大」は第三畫目が二畫目と交差していることから「丈」と讀める。「丈夫」は青年男子の古稱である。

②「目此」の「目」は第二畫目が途中で明らかに離れていることから「目(以)」と讀むべきである。

③「此」は石花があつて見づらいが上部にははっきりと四點があり、その下は「フ」、「フ」の下には「力」字のようである。このことから考え合わせると「勞」である。

④「也」は字形から見て「也」に最も近いが、しばらく疑問にしておく。

⑤「仁者」の「仁」は意味はこれでよいが、この造形は「人」と見るべきである。

以上の語釋を踏まえ、この刻銘が楚の夷王劉郢の唱導した薄葬の遺訓であることに疑問があるとし、次のように述べている。

1 塞石上の文字が楚國の喪葬制度かどうか見極める必要がある。楚の夷王劉郢(第二代)と楚の襄王劉注(第六代)の間は四代、六〇年の開きがある。もし楚國の喪葬制度なら劉注だけでなく、その前後の楚王陵中にも同様な刻銘を發見できるはずである。が、第二例を見ない。四代前の先王の遺訓が劉注の陵墓だけに出現する可能

性は極めて少ない。

2 劉注の陵墓はその規模が大きく、随葬品も豊富である。先王の遺訓に反して厚葬が行われている。

3 文字は封門前面の塞石に刻されている。これは後世の侵入者、つまり盗掘者に陵墓を発見された際に讀ませる目的があり、内容から見ても天に對して誓いを發し、續けて「不布瓦鼎、盛器。令群臣已葬去服、毋金玉器」とあつさり告げ、盗掘人の貪欲な心をなくさせようと企てている。後半の語は哀願に近く「後世賢丈夫」を感動させ、彼らの惻隱の心を喚起させようとしたもので、けっして先王の遺訓のようなものではない。

4 刻銘の末行の字数は他の行よりも多く、七字を刻している。このことから判断して、書丹してから刻したものは考えられない。工匠が直接鐫刻したものであろう。

5 「尸」字は本来の解釋にすべきで「死者の受祭を代表した人」つまり第七代楚王の劉純をさし、「古」字はのちに陵墓に侵入してくる盗掘者、つまり「後世賢丈夫」に對して言ったものである。

以上の考察から、顧風氏は、この刻銘は楚襄王劉注陵墓を盗掘から守るために起草制作したものであると見る。

筆者も顧風氏の見解に左袒したい。前漢の楚王は一二代まで續く。例えば、一九九四年に出土した獅子山漢墓の墓主人は、第二代楚王劉郢客もしくは第三代楚王劉戊とされる。塞石に残されていた朱書は寸法を書いたもので、龜山墓に見られるような刻銘はなかった。文帝は薄葬を唱

導したには違いないが、劉注夫婦を墓主人とする龜山墓の規模は壮大なものであつて、とうてい薄葬とはいえない。かりにこの刻銘の内容が先王の遺訓だとしたなら、その遺訓に對する畏敬の念によつて、刻する材料と刻者を吟味するであろうし、それを配置する場所も重視するであろう。ところが、刻銘は甬道を塞ぐ封門前面の塞石に刻している。それに字配りを考慮した形跡もまったく見られない。これらの點からも、遺訓だと見るには無理があると言わざるを得ない。

### 三 塞石刻字の書體と書風について

塞石刻字は配置番號を刻したものと刻銘との二種に分けられる。

(1) 塞石の整理番號を刻したもの

すでに述べたように、塞石に整理番號を刻したものは合計一一石ある(圖二)。これらの刻字は篆書體を意識したもので、改まった造形で刻線も強い。とくに「第」の「第」部における起筆の頭をきちんと揃えている。太さも小篆に倣つて一定にしようと思がけている。「六」「八」も小篆に據つて書いている。「四」のように古隸が顔を出している字もあるが、小篆を意識して、比較的丁寧に刻していると思われる。それに比べると、刻銘と同じ塞石に刻された「第百上石」は刻調がやや荒く、線の輪郭に曖昧さが残る。

(2) 刻銘

「楚古尸王……」の書風は「第百上石」と同様に刻調が荒い。他の塞石の文字に比べると嚴格さに乏しく文字も不揃いであるが、その分お

らかな感じを受ける。「第百上石」とこの刻銘との間には二行分ほどの空間があつて、それぞれ文字の大きさにやや違いが見られるものの、刻風は同じと見てよい。但し、同一の刻者であるか、刻された時期に時間的な差があるかどうかは推し量れない。なお、刻者を論ずるときには、飯山三九郎氏が指摘する<sup>10)</sup>ように石工と書丹の問題を考慮に入れなければならぬが、本稿では直接影響しないので觸れないことにする。

次に刻銘の主な文字を取り上げてみよう。

「楚」の篆書は「𠄎」。漢帛書「𠄎」と同様に「林」の下部をやや簡略した「𠄎」に作る。

「通」「述」のしんにゆうは簡略化が進んでいる。馬王堆帛書では「𠄎」、銀雀山竹簡では「𠄎」の例がある。「𠄎」のように三畫で刻しているのは、他には見られない。居延漢簡「𠄎」や武威漢簡「𠄎」になると、簡略化されたしんにゆうが現れる。

「王・於・天・不・令・者・之」や「賢」の貝部などを、馬王堆帛書『戰國縱横家書』<sup>11)</sup>と比較してみると、書風がきわめてよく似ている(圖六)。

「古・郭・布・瓦・鼎・群・已・去・後・勞・悲」などの造形も、漢代の帛書と共通している。

「幸」は馬王堆出土の漆器上に書かれた「君幸食」の「幸」字とほとんど同じ造形である。

さらに細部まで観察すると、最終畫を長く伸ばした線(例えば、郡・後・幸・悲)に、わずかばかりであるが膨らみを持たせていることがわかる(圖七)。馬王堆帛書などに見られる波磔と同じ感覺であろう。

これらの點から、この刻銘は前漢時代の通行體を用いて刻されたと見てよからう。ただし、當時の通行體とやや異なる造形も二、三見受けられるので、以下指摘しておく(圖八)。

「葬」(葬) 漢帛書には「葬」、居延や武威漢簡では「𠄎」のように下に土に作っている。刻銘の二字は同じ造形である。

「器」(器) 秦簡には「器」のように口を四つ書く例があるが、「器」のように「口」を一つ省略している例は未見である。刻銘には二

例刻されているが、筆畫はそれぞれ異なっている。

「世」(世) この造形は説文篆に見られるもので、篆書の造形を保っている。

「目」 顧風氏の解釋に従って「以」と假定してみよう。楚簡は「𠄎」、秦簡は「𠄎」、馬王堆帛書は「𠄎」に作る。「目」に作るのは説文篆である。石鼓文や秦公簋は「𠄎」で、漢代の隸書碑になって「目」が現れる。

「目」を「以」と讀んだとしても、直前の文字が讀めないため、この部分の文意を推し量ることができない。よって、しばらく疑問としておく。

報告者は、書體について「前漢初期は小篆から隸書へ發展した重要な時期である。龜山漢墓の刻銘の字體はまさしく小篆と隸書の間にあつて、そのなかのいくつかの文字は偏旁や部首はあきらかに篆意を残しているが、多くは隸書體であるから、いわゆる「古隸」に屬する」とするが、西林昭一氏がすでに指摘するように、ここでいう「字體は小篆と隸書の間にあつて」つまり「篆・隸過渡期の古隸」とする見方は、訂正されなければならない。

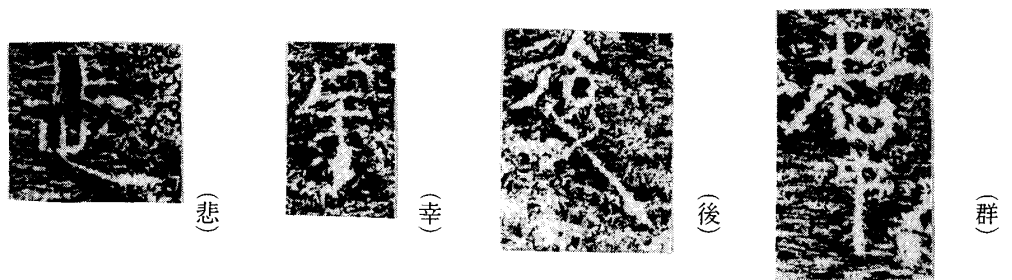


龜山漢墓の塞石刻字について

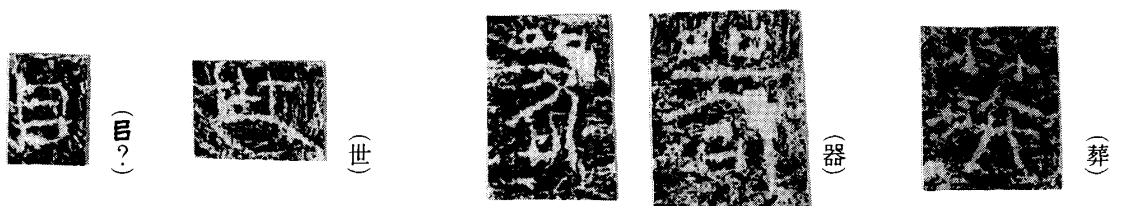
圖六

令	不	天	於	王	塞石刻銘
					戰國縱橫家書
貝部 ※	之	者	毋	臣	塞石刻銘
					戰國縱橫家書

圖七



圖八



この刻銘は直接石に鑄刻しているため、文字は大小入り交じって、お  
 ろからで飄々とした味わいを有し、自由奔放な書風を作り出している。  
 古隸をベースにときおり篆書が交じるが、漢帛書の文字とよく似ている  
 ことから、當時の通行體を用いて刻石したものと見なしてよい。

四 前漢時代の刻石

これまで発見または出土した前漢時代の刻石をまとめてみると、次の  
 ようになる。

刻石名	刻年時期	文字	書體	發見・ 出土地	出土時期	備考
群臣上齋刻石	文帝後元六年 (前一五八年)	「趙廿二年八月丙寅。群臣上。此石北」	小篆	河北省 広平県	道光年間 (一八二一 ~一八五〇年)	
魯・靈光殿趾刻石	中元元年 (前一四九年)	「魯六年九月所造北陛」	小篆	山東省 曲阜	一九四二年	
馱籃山前漢楚王墓塞石題刻 <sup>(13)</sup>	景帝期 (前一五六~前四一年)	「前山東下一」「前山東下三」「東上一」「西上一」など	小篆	徐州	一九八九年	
封門刻石および墓門石牆題刻 <sup>(14)</sup>	前一四〇年頃	「東中寅」「匠中楊」「孟」「奚」「成」「李」など	古隸をベースに篆書體が混じる	山東省 鉅野県	一九七七年	『考古學報』 八三~四

霍去病墓刻石	元狩五年 (前一〇八年)	「左司空」「平原樂陵宿伯牙霍巨孟」	小篆	西安・茂陵	一九五九年	
龜山前漢墓楚王劉注墓塞石題刻	武帝元鼎二年 (前一〇五年)	「第百上石。楚古尸王：」「第十」「第八十三」「第五十七」「第二十七」「第三十八」「第三十四」「第一下」など	古隸をベースに篆書體が混じる	徐州	一九九二年	『考古』 九七~二
甘泉山刻石 <sup>(15)</sup>	前漢中期以後(前一〇七?~前五四年?)	「中殿第廿八」「第百卅」「石第八十三」	篆隸が混じる	江蘇省 甘泉山	嘉慶二年 (一八〇六年)	
永城梁王塞石(永城縣保安山二號墓)	前漢中期 (前一二五~前二四年頃?)	約三千石の塞石に刻字がある。「第十二九」長八尺三寸」など	古隸をベースに篆書體が混じる	河南省 永城縣	一九九二~一九九四年	
九龍山封門刻石 <sup>(16)</sup>	前漢中期	「王陵塞石廣四尺」「得干文」「胡紀國」「一尺八寸」「二尺九寸半」など一四石	篆書をベースに隸書體が混じる	山東省 曲阜九龍山	一九七〇年	『文物』 七二~五

龜山漢墓の塞石刻字について

楊量買山地記	地節二年 (前六八 年)	「地節二年正月、古隸 巴州民楊量買山。 值錢千百、作業 分子孫。永保其 母替」	古隸	四川省 郫県	道光年間 (一八二二 —一八五〇 年)	原石不明 (偽刻説あり)
魯・孝王刻石	五鳳二年 (前五六 年)	「五鳳二年魯卅 四年六月四日成」	古隸	山東省 曲阜	金・明昌二 年(一一九 一年)	
鹿孝禹刻石	河平三年 (前二六 年)	「河平三年八月 丁亥平邑侯里鹿 孝禹」	隸書を ベース に篆書 體が混 じる	山東省 平邑県 (?)	同治九年 (一八七〇 年)	
連島界域刻石 <sup>(17)</sup>	無年月 (前漢後 期?)	「東海郡胸□琅 邪郡拒界口北界 盡郡因諸山山披 以□拒西直諸□ □与拒分高□□ 界東各分□無極」	古隸	江蘇省 連雲港 市	一九八七年	「書法叢刊」 九七一四

以上一三種にのぼる前漢の刻石を<sup>(18)</sup>通覽して得た卑見を述べてみる。前漢早期では群臣上臚刻石や魯靈光殿趾刻石のようにやや改まった體である小篆で刻したものが見られた。中期になると、九龍山封門刻石のように篆書體をベースにしながらも隸書が交じるもの、さらには本稿で取り

上げた龜山墓塞石刻字のように古隸がベースで篆書體が交じるものが出土している。これは馬王堆帛書に書かれているような通行體をそのまま刻石の文字に使用した例といえる。もともと塞石という書寫材料に、ことさら改まった體を使用する必要がないという側面もあろう。さらに時代が降って前漢後期には、楊量買山地記や魯孝王刻石のように古隸による書風がすっかり定着するようになる。

ちなみに、一九九三年、江蘇省連雲港市の所轄にある東海縣尹灣の前漢墓(前二一年に埋葬されたとみられる)から、木牘二三枚、木簡一三三枚が出土した<sup>(19)</sup>。用いられている書體は隸書や章草である。中には後漢の隸書碑とほとんど遜色のない華麗な波磔を有した文字もあった。これまで我々が想像していた以上に書體・書風におけるバリエーションが豊かであり、書寫材料や用途によって、比較的自由に使われていたことを窺わせる。龜山漢墓の刻銘が示すように、前漢中期にはすでに刻石する際に實用體と共通する書體が用いられていた。これらのことを考え合わせれば、前漢後期において波磔を有する隸書體を用いた刻石が出土しても何の不思議もないはずである。ところが、簡牘と違って刻石にはいまだ整齊な八分隸で刻された例を見ない。この兩者の書體の用いられ方には何らかの理由による時間的ずれがあると思えない。

おわりに

前漢の刻石は、人物の姓名、年月、方位、建築材料、配置番號などを刻したものが主で文字数は比較的少ない。龜山漢墓の塞石は配置番號や

材料の寸法といった実用的な刻字や朱書だけでなく、薄葬の遺訓かと見られた比較的長文の刻銘が残されていた。この刻銘は、これまで発見された前漢の刻石中、最大の文字数である。検証の結果、先王の遺訓と見るには問題点が多く、盗掘防止の刻銘と考えるべきであった。書體は、馬王堆帛書『戰國縱橫家書』に書かれている書風によく似ていることもわかった。このことから、簡牘帛書などで広く行われていた通行體が、改まって書く必要のない塞石刻字にも用いられたものと考えられよう。前漢後期になると、この風がいつそう顯著になってくることがわかる。

なお、前漢の書體書風について今後さらに研究を進めるには、當時の文字資料全般にわたって考察しなければならない。その際の書寫材料や用途、書丹者や刻石者の書寫水準についても考慮に入れる必要がある。

(一九九九年十一月稿)

(註)

- (1) 一九八六、八七年に前漢時代の長安城未央宮(西安市の西北未央區)から五萬點にのぼる骨簽が出土した。骨簽とは長さ約六〇七センチ、幅約二〇三センチの骨に刻んだ題記を指す。地方から中央政府に献上する物品の荷札の役目を果たすもので、物品名、規格、整理番號、紀年、官職名、職工名などが刻されている。(『考古』一九八九—「漢長安城未央宮第三號建築遺址發掘簡報」)
- (2) 趙超『中國古代石刻概論』(『秦代と西漢石刻』)に、この點に關する言及がある。
- (3) 保安山一號墓(梁孝王墓)および二號墓(夫人墓)と柿園漢墓は河南省永城縣芒碭山の東南の保安山にある。この二號墓内に置かれていた塞石は、三千石

にも達する。ほとんどの塞石に刻字がある。書體は古隸をベースに篆書體が混じる。また、朱砂の痕跡があり、ある塞石には朱書文字も残されていた。(『永城西漢梁國王陵と寢園』中州古籍出版社、一九九六年)

- (4) 一九八六年に發掘された徐州市北銅山前漢初期墓である。墓内の天井石の至る所に朱書が残されている。(『文物』一九八八—二)

- (5) 獅子山漢墓とは一九九四年に發掘された第三代楚王・劉戊の墓である。塞石の一つに五行、二三字の朱書が残されている。書體は古隸をベースに篆書が交じる。(『文物』一九九八—八)

- (6) 『考古』一九九七—二「江蘇銅山縣龜山二號西漢崖洞墓材料の再補充」(徐州博物館)

- (7) 『書法叢刊』一九九八—三「寥若晨星 珍比拱璧——徐州龜山墓石刻文字の發見と研究」

- (8) 楚王世系は①元王劉交(在位二三年) ②夷王劉郢客(在位四年) ③劉戊(在位二年) ④文王劉札(在位四年) ⑤安王劉道(在位二年) ⑥襄王劉注(在位一四年) ⑦節王劉純(在位一六年) ⑧劉延壽(在位三二年)と續いたが、第八代楚王の劉延壽は、広陵王の謀反によって宣帝に誅殺された。

- (9) 『漢書』卷一四「諸侯王表第二」に「孝文二年、夷王郢客嗣、四年薨」とある。

- (10) 「河北定縣北莊漢墓刻石の書丹者」(『書學書道史研究』第四號、書學書道史學會、一九九四年)

- (11) 『馬王堆帛書藝述』(上海書店出版社、一九九六年)では、長沙馬王堆三號漢墓出土の帛書を篆隸篇、古隸篇、漢隸篇の三種に分類し、『戰國縱橫家書』

を古隸篇に含めている。

- (12) 『書聲』 No四九七「新發見の書(2) (徐州前漢塞石題記)」
- (13) 篆書で塞石の前端に刻されたもの。内容は塞石の方向、順序などを表している。墓主は第三もしくは第四代楚王と考えられる。
- (14) 別名「鉅野紅土山前漢墓題記」ともいう。封門石墻、臺階石、墓門石墻、墓門石、墓室頂蓋石と防盜層石など五百石。うち三二石に、陰刻(一七石)と朱書(一四石)題記がある。題記の内容は工匠の姓氏や地名などである。(『考古學報』一九八三―四)
- (15) 広陵王中殿石題字ともいう。阮元が江蘇の甘泉山惠照寺の階下で得たことから、「甘泉山刻石」の名がある。内容は工匠が建築するとき用いた編號で、全部で四石ある。
- (16) 王陵塞石刻字とか九龍山墓黃腸石ともいう。一九の封門石のうち、一四石に題刻が残されていた。陰文で人名、寸尺などを刻している。
- (17) 連島界域刻石は、隸書八行、計四二字を刻す。が、摩滅が甚だしく現在三四字ほどしか読むことができない。報告では、この刻石の内容は東海郡と琅邪郡の境界を記した界石であるとし、紀年はないが、前漢初期の行政區の名稱があることから前二〇一年～前一九九年の間とみる(「連島西漢界域刻石及び其の書法価値」『書法叢刊』一九九七―四)。これに對し西林昭一氏は、書體書風面から推して前漢後期あるいは後漢初期ではないかと疑問を呈し、最も近い書風の作として「楊量買山地記」を挙げている(『書聲』 No四九六「新發見の書(1)」)。
- (18) 『碑帖鑑定』(馬子雲、廣西師範大學出版社、一九九三年)には「郭仲理與郭季妃石椁題記」(山西離石縣出土・無年月)を前漢末期として載せているが、拓本未見のため、ここでは除外した。また、『中國書法全集』(「秦漢刻石二」築寶齋、一九九三年)では、禳盜刻石(紀年なし)は書風から考えて前漢末とみているが、界格を施した形制と書風から推して王莽期もしくはその前後とする見方(西林昭一『書の文化史』上 二玄社、一九九一年)もあるため、同じく除外した。
- (19) 「江蘇東海縣尹灣漢墓群發掘簡報」(『文物』一九九六―八)及び『尹灣漢墓簡牘』(一九九七年、中華書局)に詳細な報告と圖版がある。また、その書法に關しては、蔡顯良「尹灣漢墓簡牘中の書法藝術を談ず」(『書法叢刊』一九九七―四)に詳しい。